

## 第2章 給料・手当等

### ○大雪消防組合職員の給与に関する 条例

〔平成15年3月28日〕  
〔条例第1号〕

改正 平成18年12月27日条例第13号 平成26年4月1日条例第11号  
平成28年3月28日条例第4号

大雪消防組合職員の給与、その他勤務条件に関する条例（昭和48年大雪消防組合条例第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、大雪消防組合職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与）

**第2条** 職員の給与に関しては、消防本部又は消防署の所在町職員の例による。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

（級別職務分類表）

**第3条** 職員の給料の級別職務は、前条の規定にかかわらず、別表の定めるところによる。

#### 附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年12月27日条例第13号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年4月1日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（大雪消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 大雪消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大雪消防組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

**附 則**（平成28年3月28日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第5編 給与（大雪消防組合職員の給与に関する条例）

別表（第3条関係）

給料表級別職務分類表

職務の級	職務の内容
1級	定型的な業務を行う職務 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務
2級	主任の職務 特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	係長、主査の職務 困難な業務を行う主任の職務
4級	課長補佐、副署長、次席の職務 困難な業務を行う係長、主査の職務
5級	課長、署長、参事、副署長、管理官の職務 困難な業務を行う課長補佐、副署長、次席の職務
6級	消防長、次長 困難な業務を行う課長、署長、参事、副署長、管理官の職務